

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

広島市長 様

提出者

住所 広島市中区基町7番33号

氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構

理事長 秀道広

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-569-7700 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市立北部医療センター安佐市民病院
事業場の所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数：434床
③従業員数	1,341人（パート等含む）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1、2、3のとおり。

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		全処理
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油	1.296	1.3									1.296
廃酸											
廃アルカリ	0.676	0.7									0.676
感染性産業廃棄物	637.017	598									637.017
特定有害産業廃棄物	廃PCB等										
	PCB汚染物										
	PCB処理物										
	指定下水汚泥										
	銻さい										
	廃石綿等										
	燃え殻										
	ばいじん										
	廃油(金属を含むもの)										
	汚泥(金属を含むもの)										
	廃酸(金属を含むもの)										
廃アルカリ(金属を含むもの)											
合計	638.989	600	0	0	0	0	0	0	0	0	638.989

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙4

(廃棄物処理法-特産産廃処理計画書)

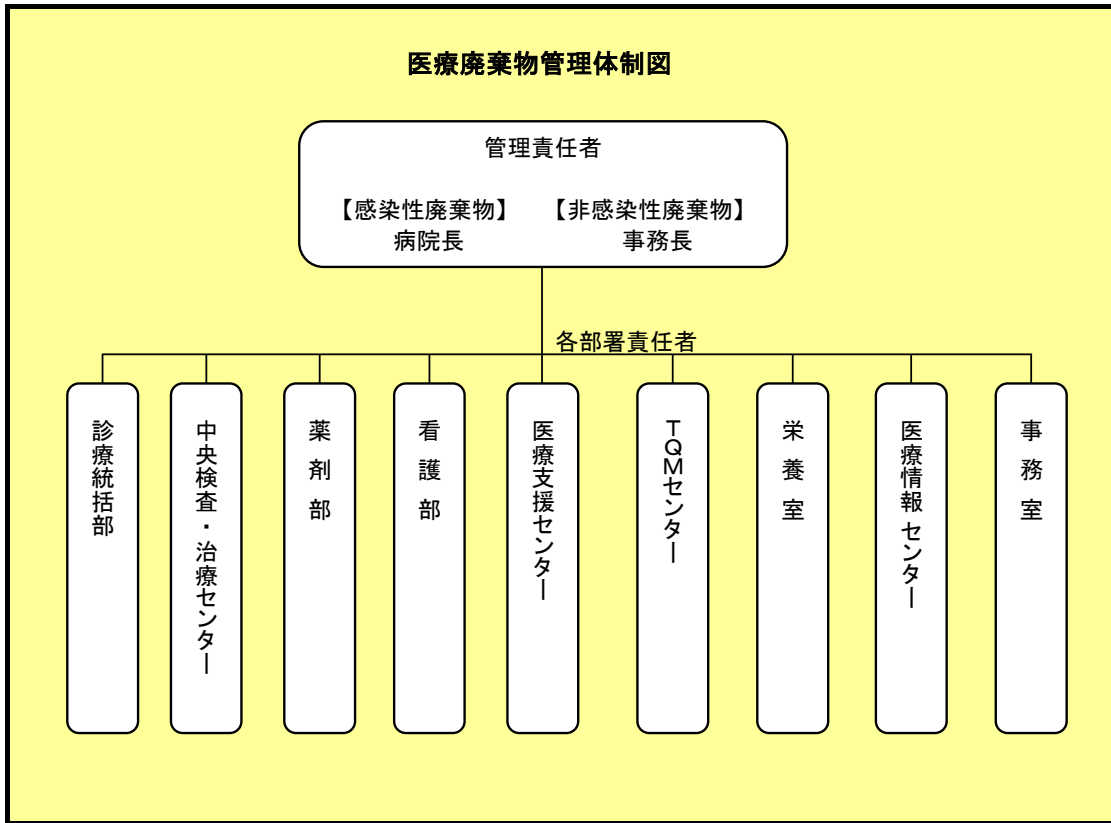
単位:トン/年

	処理委託に関する事項								
	委託量	優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
		計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
特別管理産業廃棄物の種類									
廃油	1.3	1.296	1.3						
廃酸									
廃アルカリ	0.7	0.676	0.7						
感染性産業廃棄物	598	637.017	598						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等								
	PCB汚染物								
	PCB処理物								
	指定下水汚泥								
	鉦さい								
	廃石綿等								
	燃え殻								
	ばいじん								
	廃油(金属を含むもの)								
	汚泥(金属を含むもの)								
	廃酸(金属を含むもの)								
	廃アルカリ(金属を含むもの)								
合計	600	638.989	600	0	0	0	0	0	0

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸液チューブのうち、感染の恐れのない部分はカットし、廃プラスチックとして廃棄するなど、極力排出量を抑えるよう努めている。 ・院内の感染対策委員会、幹部会議において、廃棄物の排出量推移を資料で示すなどして、職員へ分別及び経費削減の意識付けを行っている。 ・感染対策チームによる院内ラウンドを行い、感染性廃棄ボックスへ感染性廃棄物以外が捨てられている場合は、院内の電子掲示板にて注意喚起している。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務で廃棄物の排出量推移を把握し、定期的に幹部会議などで状況報告を行い、対策を検討する。 ・現場職員へより分かりやすい分別方法の提示や、削減への取り組みを紹介する。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に收容し、蓋をしたうえで専用保管庫に保管し、常時施錠している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし。</p>

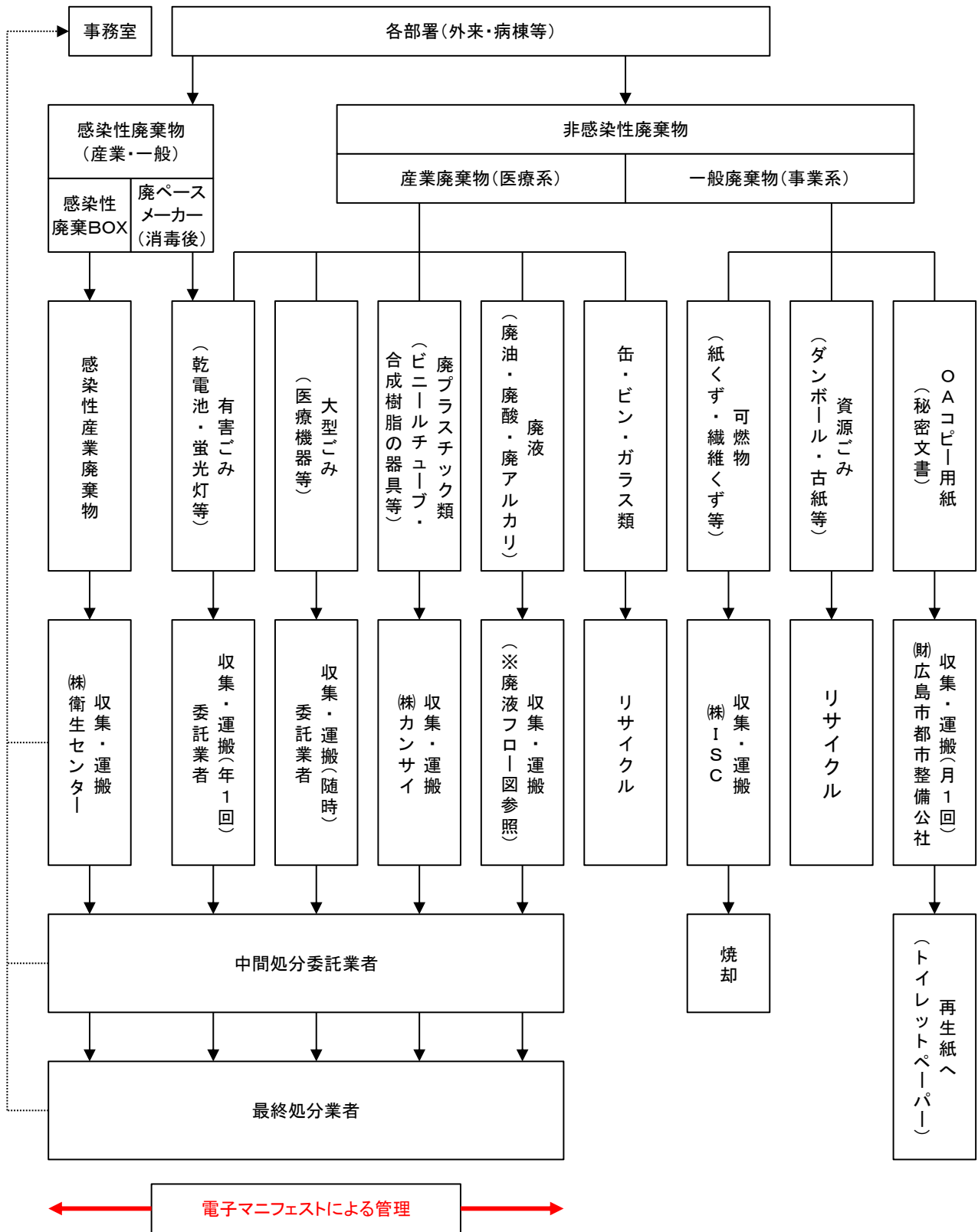
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>回収に立合い、マニフェスト、業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、排出量を把握している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き、廃棄物排出量の把握に努める。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p style="text-align: center;">638.99 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>昨年度に引き続き、特別管理産業廃棄物の排出については、電子マニフェスト対応する。</p>

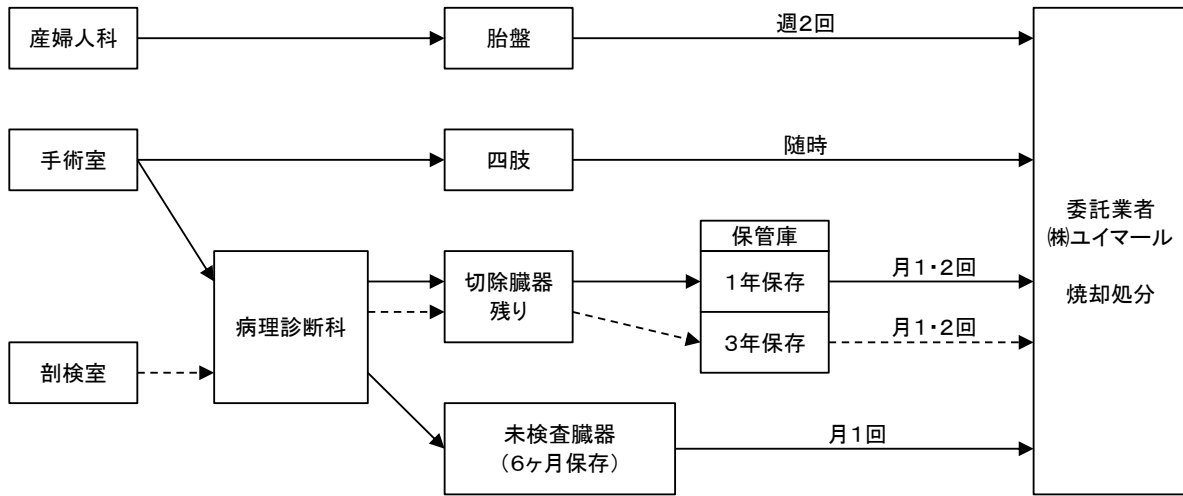
院内各部署から排出された廃棄物処理の流れ(フロー図)



※病理臓器処理については【別図2】参照。

※排水廃液処理については【別図3】参照。

切除臓器・解剖臓器処分の流れ(フロー図)



【注意】 未検査臓器は、骨頭、扁桃、子宮内容物、足、手など。
臓器処分依頼書により提出されたものや手術室から直接処分依頼の出されたもの。

排水廃液処理の流れ(フロー図)

